大阪公大医書式(物貸)

物品等の貸与に関する覚書

公立大学法人大阪（以下「甲」という。）と　　（依頼者の名称）　　（以下「乙」という。）とは、甲乙間において西暦　　　　年　　月　　日付けで締結した治験契約（以下「原契約」という。）に基づく治験（治験課題名：「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」、治験実施計画書番号：　　　　　　　、承認番号：　　　　　　。以下「本治験」という。）の実施に必要な物品等の貸与について、以下のとおり合意し、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（貸　与）

第１条　乙は、原契約第７条の定めに従い、本覚書締結後速やかに、次の物品、書類、消耗器材及び設備備品（以下「物品等」という。）を甲に無償で貸与するものとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 品番・型番等 | 数量 | 単位 | 備　考 |
| ① |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |
| ④ |  |  |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |  |  |

（目的外使用の禁止）

第２条　甲は、物品等を本治験の実施の目的にのみ使用するものとする。

２ 甲は、物品等を第三者に使用させ、又は収益させてはならない。

３　前各項の規定は、乙の書面による事前の承諾を得た場合には、適用しない。

（物品等の維持管理）

第３条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物品等を維持管理する。

２　甲は、理由のいかんを問わず、物品等を改造してはならない。

３　故障その他の理由により物品等の修理が必要となったときは、甲は、速やかにその旨を乙に通知し、乙は、自己の費用負担において当該修理を行う。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理が必要となる事態が発生したときは、甲の費用負担により乙が修理を行う。

（経費の負担）

第４条 乙は、物品等の搬入、取付け、取外し及び撤去に要する経費を負担する。

２　乙は、甲に対し、物品等の使用に必要な消耗品を提供する。

３　甲は、物品等の使用により生じる光熱水費その他通常の運用経費を負担する。

（権　利）

第５条　本覚書の締結及びこれに基づく物品等の貸与は、乙が甲に対して物品等に係る実施権その他権利を付与するものではない。

（貸与期間）

第６条　物品等の貸与期間は、本覚書締結日から本治験の終了日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、貸与期間の満了前に甲が物品等の使用を終了した場合は、乙は、当該終了日をもって物品等の貸与を終了する。

（損害賠償）

第７条　物品等の瑕疵又は欠陥に起因して甲が損害を被った場合、乙は、自ら、又は甲と協力して、甲が被った損害に対する賠償の解決をしなければならない。

２　原契約のいかなる規定にかかわらず、甲が物品等を滅失し、又は毀損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、甲は、当該損害に対する賠償の責任を負わない。ただし、当該滅失又は毀損が甲の故意又は重大な過失によるときは、この限りでない。

（物品等の返却）

第８条　甲は、物品等の貸与期間が終了したときは、遅滞なく、乙に物品等を現状有姿で返却する。ただし、当該終了の時点において、甲が既に費消した物品及び消耗器材については、返却を要しない。

（覚書の変更）

第９条　本覚書の各条項に定める事項を変更する必要が生じた場合、甲及び乙は、協議の上、文書により本覚書を変更する。

（覚書の有効期間）

第10条　本覚書は、本覚書締結日に発効し、甲が第８条の規定に従って物品等の返却を完了し、乙がこれを確認した日まで有効に存続する。

（協議事項）

第11条　甲及び乙は、本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義が生じた事項につき、その都度、誠意をもって協議し、決定する。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　西暦　　　年　　　月　　　日

　　 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号３階

 甲  公立大学法人大阪

大阪公立大学医学部附属病院長

 　 　　　　　中村　博亮 　　 印

 　　　　　（所在地）

乙 　　　 　 （名　称）

 　 （代表者） 　印